五十　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

五十一　奨学金を活用した若者の地方定着促進に要する経費があること。

五十二　移住・定住対策に要する経費があること。

五十三　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。

五十四　地域防災マネージャーの活用に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

奨学金の返還を支援するために当該市町村が当該年度に支出した額（奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該年度に出えんした額を含む。）及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度に支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては〇・三）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては、当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信、移住体験の実施及び移住者の受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第五十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第六十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

五十一　奨学金を活用した大学生等の地方定着促進に要する経費があること。

五十二　移住・定住対策に要する経費があること。

五十三　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。

五十四　地域防災マネージャーの活用に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第五十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信、移住体験の実施及び移住者の受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第六十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。